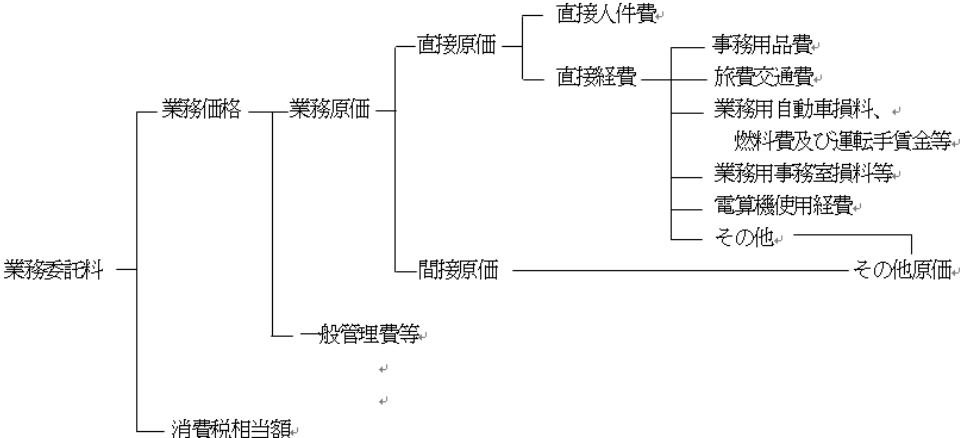
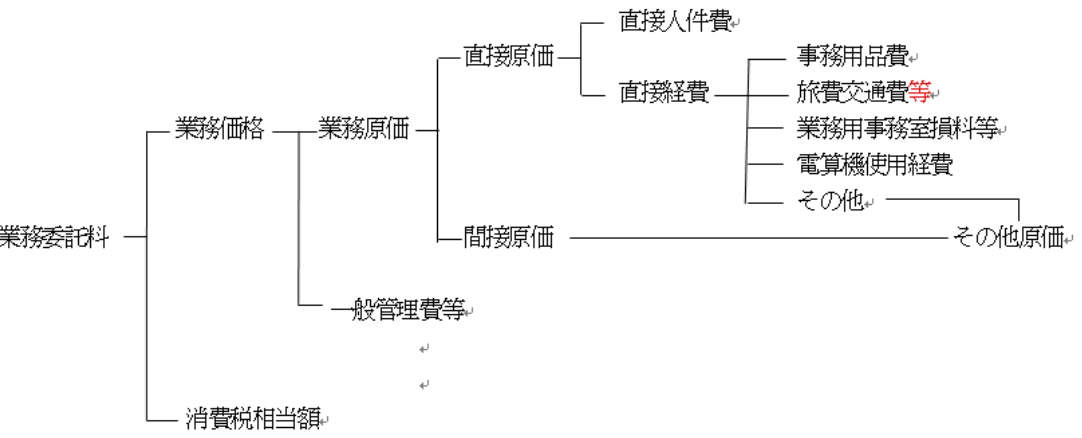


発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

頁	旧	新
1	<p>第1章 総則 2. 業務委託料 (1) 業務委託料の構成</p>  <p>(2) 業務委託料構成費目の内容 1) 直接原価 ②直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。 a. 事務用品費 b. 旅費交通費 c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等 d. 業務用事務室損料及び備品費等 e. 電算機使用経費 f. その他 これ以外の経費については、その他原価として計上する。</p>	<p>第1章 総則 2. 業務委託料 (1) 業務委託料の構成</p>  <p>(2) 業務委託料構成費目の内容 1) 直接原価 ②直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。 a. 事務用品費 b. 旅費交通費等（業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金含む） c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等 c-d. 業務用事務室損料及び備品費等 d-e. 電算機使用経費 e-f. その他 これ以外の経費については、その他原価として計上する。</p>
2	<p>3. 業務委託料の積算 (2) 各構成費目の算定 2) 直接経費 ②旅費交通費 旅費交通費は、積算参考資料（計画・調査編）第2章積算基準1-3旅費交通費に準じて積算する。 ③業務用自動車損料、運転費等 現地調査等に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は積算参考資料（計画・調査編）第2章積算基準1-3旅費交通費の連絡車（ライトバン）運転費により積算するものとする。</p>	<p>3. 業務委託料の積算 (2) 各構成費目の算定 2) 直接経費 ②旅費交通費等 旅費交通費等は、積算参考資料（計画・調査編）第2章積算基準1-3旅費交通費に準じて積算する。 なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、設計積算業務及び現場技術業務に記載されている表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 ③業務用自動車損料、運転費等 現地調査等に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は積算参考資料（計画・調査編）第2章積算基準1-3旅費交通費の連絡車（ライトバン）運転費により積算するものとする。</p>

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

頁	旧	新																																																																																												
2	<p>④事務室損料等 発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。</p> <p>⑤電算機使用経費 電算機リース料等が必要となる場合は計上するものとする。</p> <p>⑥その他 ①～⑤のほか、印刷製本費等が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用についてはその他原価として計上する。</p>	<p>③④事務室損料等 発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。</p> <p>④⑤電算機使用経費 電算機リース料等が必要となる場合は計上するものとする。</p> <p>⑤⑥その他 ①～④⑤のほか、印刷製本費等が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用についてはその他原価として計上する。</p>																																																																																												
3	<p>(4)設計表示単位</p> <table border="1" data-bbox="305 621 1495 1003"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>数位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設計積算業務</td> <td rowspan="3">直接人件費</td> <td>設計積算業務</td> <td>業務</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当初設計</td> <td>件</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更設計</td> <td>件</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>製図業務</td> <td>件</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>業務用自動車運転</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場技術業務</td> <td rowspan="2">直接人件費</td> <td>現場技術業務</td> <td>業務</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場業務</td> <td>件</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>業務用自動車運転</td> <td>月</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)変更の取扱い</p> <p>3)直接経費</p> <p>① 業務用自動車損料、運転費等は、現地調査等に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所を増減や、運行ロットの計画に変更があった場合に変更を行うものとする。</p> <p>② 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。</p> <p>4) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。</p>	項目	工種	種別	単位	数位	備考	設計積算業務	直接人件費	設計積算業務	業務	1		当初設計	件	1		変更設計	件	1		直接経費	製図業務	件	1				業務用自動車運転	日	1		現場技術業務	直接人件費	現場技術業務	業務	1		現場業務	件	1		直接経費	業務用自動車運転	月	0.1		<p>(4)設計表示単位</p> <table border="1" data-bbox="1611 611 2801 1083"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>数位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設計積算業務</td> <td rowspan="3">直接人件費</td> <td>設計積算業務</td> <td>業務</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当初設計</td> <td>件</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更設計</td> <td>件</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>製図業務</td> <td>業務</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>業務用自動車運転 旅費交通費</td> <td>丹式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場技術業務</td> <td rowspan="2">直接人件費</td> <td>現場技術業務</td> <td>業務</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場業務</td> <td>件</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td>業務用自動車運転 旅費交通費</td> <td>丹式</td> <td>0.1 1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)変更の取扱い</p> <p>3)直接経費</p> <p>① 業務用自動車損料、運転費等は、現地調査等に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所を増減や、運行ロットの計画に変更があった場合に変更を行うものとする。</p> <p>② 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に直接人件費の変更に伴い変更するを行う。</p> <p>4) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。</p>	項目	工種	種別	単位	数位	備考	設計積算業務	直接人件費	設計積算業務	業務	1		当初設計	件	1		変更設計	件	1		直接経費	製図業務	業務	1				業務用自動車運転 旅費交通費	丹式	1		現場技術業務	直接人件費	現場技術業務	業務	1		現場業務	件	1		直接経費	業務用自動車運転 旅費交通費	丹式	0.1 1	
項目	工種	種別	単位	数位	備考																																																																																									
設計積算業務	直接人件費	設計積算業務	業務	1																																																																																										
		当初設計	件	1																																																																																										
		変更設計	件	1																																																																																										
	直接経費	製図業務	件	1																																																																																										
		業務用自動車運転	日	1																																																																																										
現場技術業務	直接人件費	現場技術業務	業務	1																																																																																										
		現場業務	件	1																																																																																										
	直接経費	業務用自動車運転	月	0.1																																																																																										
項目	工種	種別	単位	数位	備考																																																																																									
設計積算業務	直接人件費	設計積算業務	業務	1																																																																																										
		当初設計	件	1																																																																																										
		変更設計	件	1																																																																																										
	直接経費	製図業務	業務	1																																																																																										
		業務用自動車運転 旅費交通費	丹式	1																																																																																										
現場技術業務	直接人件費	現場技術業務	業務	1																																																																																										
		現場業務	件	1																																																																																										
	直接経費	業務用自動車運転 旅費交通費	丹式	0.1 1																																																																																										

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

頁	旧	新																																																																												
5	<p>第2章 設計積算業務積算基準</p> <p>3. 設計積算業務</p> <p>(1) 歩掛</p> <p>工種区分による補正係数 (X2)</p> <table border="1" data-bbox="350 428 1368 852"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>(X2)</th> <th>工種区分</th> <th>(X2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>+0.1</td> <td>トンネル工事</td> <td>+0.2</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>+0.1</td> <td>砂防・地すべり工事</td> <td>-0.5</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>+0.1</td> <td>道路維持工事</td> <td>-0.3</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>0.0</td> <td>河川維持工事</td> <td>-0.3</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>0.0</td> <td>下水道工事</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>0.0</td> <td>公園工事</td> <td>-0.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>-0.3</td> <td>電線共同溝工事</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>共同溝工事</td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 下水道工事は管渠工事であり、処理場建設工事には適用しない。</p> <p>(4) 交通費</p> <p>設計積算業務(当初設計)の交通費は、設計協議及び現地踏査に必要な日数を計上するものとし、設計協議2日、現地踏査1日の計3日を標準とする。</p>	工種区分	(X2)	工種区分	(X2)	河川工事	+0.1	トンネル工事	+0.2	河川・道路構造物工事	+0.1	砂防・地すべり工事	-0.5	海岸工事	+0.1	道路維持工事	-0.3	道路改良工事	0.0	河川維持工事	-0.3	鋼橋架設工事	0.0	下水道工事	0.0	PC橋工事	0.0	公園工事	-0.3	舗装工事	-0.3	電線共同溝工事	0.0	共同溝工事	0.0			<p>第2章 設計積算業務積算基準</p> <p>3. 設計積算業務</p> <p>(1) 歩掛</p> <p>工種区分による補正係数 (X2)</p> <table border="1" data-bbox="1623 428 2641 852"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>(X2)</th> <th>工種区分</th> <th>(X2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>+0.1</td> <td>トンネル工事</td> <td>+0.2</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>+0.1</td> <td>砂防・地すべり工事</td> <td>-0.5</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>+0.1</td> <td>道路維持工事</td> <td>-0.3</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>0.0</td> <td>河川維持工事</td> <td>-0.3</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>0.0</td> <td>下水道工事</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>0.0</td> <td>公園工事</td> <td>-0.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>-0.3</td> <td>電線共同溝工事</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>共同溝工事</td> <td>0.0</td> <td>橋梁保全工事</td> <td>+0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 下水道工事は管渠工事であり、処理場建設工事には適用しない。</p> <p>(4) 交通費</p> <p>設計積算業務(当初設計)の交通費は、設計協議及び現地踏査に必要な日数を計上するものとし、設計協議2日、現地踏査1日の計3日を標準とする。</p> <p>設計積算業務の交通費は、下表の率を乗じた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1736 1121 2760 1213"> <thead> <tr> <th>旅費交通費等</th> <th>旅費交通費等の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接人件費の0.63%</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 旅費交通費等の率は、打合せ、現地調査の費用とする。</p>	工種区分	(X2)	工種区分	(X2)	河川工事	+0.1	トンネル工事	+0.2	河川・道路構造物工事	+0.1	砂防・地すべり工事	-0.5	海岸工事	+0.1	道路維持工事	-0.3	道路改良工事	0.0	河川維持工事	-0.3	鋼橋架設工事	0.0	下水道工事	0.0	PC橋工事	0.0	公園工事	-0.3	舗装工事	-0.3	電線共同溝工事	0.0	共同溝工事	0.0	橋梁保全工事	+0.1	旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)	直接人件費の0.63%	244
工種区分	(X2)	工種区分	(X2)																																																																											
河川工事	+0.1	トンネル工事	+0.2																																																																											
河川・道路構造物工事	+0.1	砂防・地すべり工事	-0.5																																																																											
海岸工事	+0.1	道路維持工事	-0.3																																																																											
道路改良工事	0.0	河川維持工事	-0.3																																																																											
鋼橋架設工事	0.0	下水道工事	0.0																																																																											
PC橋工事	0.0	公園工事	-0.3																																																																											
舗装工事	-0.3	電線共同溝工事	0.0																																																																											
共同溝工事	0.0																																																																													
工種区分	(X2)	工種区分	(X2)																																																																											
河川工事	+0.1	トンネル工事	+0.2																																																																											
河川・道路構造物工事	+0.1	砂防・地すべり工事	-0.5																																																																											
海岸工事	+0.1	道路維持工事	-0.3																																																																											
道路改良工事	0.0	河川維持工事	-0.3																																																																											
鋼橋架設工事	0.0	下水道工事	0.0																																																																											
PC橋工事	0.0	公園工事	-0.3																																																																											
舗装工事	-0.3	電線共同溝工事	0.0																																																																											
共同溝工事	0.0	橋梁保全工事	+0.1																																																																											
旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)																																																																													
直接人件費の0.63%	244																																																																													

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

頁	旧	新																																																																								
8	<p>第3章 現場技術業務積算基準</p> <p>3. 現場技術業務</p> <p>(3) 現場業務</p> <p>K2：工種区分係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>K2</th> <th>工種区分</th> <th>K2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>1.1</td> <td>トンネル工事</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>1.0</td> <td>砂防・地すべり工事</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>1.1</td> <td>道路維持工事</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>1.3</td> <td>河川維持工事</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>0.7</td> <td>下水道工事</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>0.7</td> <td>公園工事</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>0.8</td> <td>電線共同溝工事</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>共同溝工事</td> <td>1.3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の係数は標準であり、次の条件により0.2の範囲で増すことができる。</p> <p>①特殊工事（特に地山の悪いトンネル、軟弱地盤処理等）</p> <p>②工種が多種で設計変更等が相当見込まれる場合</p> <p>③現道交通を処理し、かつ沿道商店等との連絡調整が多い場合</p>	工種区分	K2	工種区分	K2	河川工事	1.1	トンネル工事	0.9	河川・道路構造物工事	1.0	砂防・地すべり工事	1.2	海岸工事	1.1	道路維持工事	2.0	道路改良工事	1.3	河川維持工事	2.0	鋼橋架設工事	0.7	下水道工事	1.0	PC橋工事	0.7	公園工事	0.8	舗装工事	0.8	電線共同溝工事	1.3	共同溝工事	1.3			<p>第3章 現場技術業務積算基準</p> <p>3. 現場技術業務</p> <p>(3) 現場業務</p> <p>K2：工種区分係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>K2</th> <th>工種区分</th> <th>K2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>1.1</td> <td>トンネル工事</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>1.0</td> <td>砂防・地すべり工事</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>1.1</td> <td>道路維持工事</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>1.3</td> <td>河川維持工事</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>0.7</td> <td>下水道工事</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>PC橋工事</td> <td>0.7</td> <td>公園工事</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>0.8</td> <td>電線共同溝工事</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>共同溝工事</td> <td>1.3</td> <td>橋梁保全工事</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の係数は標準であり、次の条件により0.2の範囲で増すことができる。</p> <p>①特殊工事（特に地山の悪いトンネル、軟弱地盤処理等）</p> <p>②工種が多種で設計変更等が相当見込まれる場合</p> <p>③現道交通を処理し、かつ沿道商店等との連絡調整が多い場合</p>	工種区分	K2	工種区分	K2	河川工事	1.1	トンネル工事	0.9	河川・道路構造物工事	1.0	砂防・地すべり工事	1.2	海岸工事	1.1	道路維持工事	2.0	道路改良工事	1.3	河川維持工事	2.0	鋼橋架設工事	0.7	下水道工事	1.0	PC橋工事	0.7	公園工事	0.8	舗装工事	0.8	電線共同溝工事	1.3	共同溝工事	1.3	橋梁保全工事	1.0
工種区分	K2	工種区分	K2																																																																							
河川工事	1.1	トンネル工事	0.9																																																																							
河川・道路構造物工事	1.0	砂防・地すべり工事	1.2																																																																							
海岸工事	1.1	道路維持工事	2.0																																																																							
道路改良工事	1.3	河川維持工事	2.0																																																																							
鋼橋架設工事	0.7	下水道工事	1.0																																																																							
PC橋工事	0.7	公園工事	0.8																																																																							
舗装工事	0.8	電線共同溝工事	1.3																																																																							
共同溝工事	1.3																																																																									
工種区分	K2	工種区分	K2																																																																							
河川工事	1.1	トンネル工事	0.9																																																																							
河川・道路構造物工事	1.0	砂防・地すべり工事	1.2																																																																							
海岸工事	1.1	道路維持工事	2.0																																																																							
道路改良工事	1.3	河川維持工事	2.0																																																																							
鋼橋架設工事	0.7	下水道工事	1.0																																																																							
PC橋工事	0.7	公園工事	0.8																																																																							
舗装工事	0.8	電線共同溝工事	1.3																																																																							
共同溝工事	1.3	橋梁保全工事	1.0																																																																							
9	<p>(6) 交通費</p> <p>現場技術業務の交通費は、1台の業務用自動車で巡回可能な、ひとまとまりの現場を考慮した「運行ロット(台数)」を想定し、1月当たりの業務日数を19.5日として、各運行ロット毎に必要な月数を積み上げて計上する。</p> <p>また発注後、積算時に想定した運行ロットと、受注者との協議により決定した運行ロットとの差異が生じた場合は、これを変更対象とし、実績による精算は行わないものとする。</p> <p>なお、必要月数は原則として、運行ロット毎に最初に着手する現場から最後に完了する現場の期間から各々算出するものとする。</p>	<p>(6) 交通費</p> <p>現場技術業務の交通費は、1台の業務用自動車で巡回可能な、ひとまとまりの現場を考慮した「運行ロット(台数)」を想定し、1月当たりの業務日数を19.5日として、各運行ロット毎に必要な月数を積み上げて計上する。</p> <p>また発注後、積算時に想定した運行ロットと、受注者との協議により決定した運行ロットとの差異が生じた場合は、これを変更対象とし、実績による精算は行わないものとする。</p> <p>なお、必要月数は原則として、運行ロット毎に最初に着手する現場から最後に完了する現場の期間から各々算出するものとする。</p> <p>現場技術業務の交通費は、下表の率を乗じた額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅費交通費等</th> <th>旅費交通費等の上限(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接人件費の4.15%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)旅費交通費等の率は、打合せ、現地確認、段階確認、工事検査等への臨場の費用とする。</p>	旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)	直接人件費の4.15%	-																																																																				
旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)																																																																									
直接人件費の4.15%	-																																																																									